

小樽市民会館食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領

生活環境部

小樽市では、小樽市民会館の来庁者等が利用する小樽市民会館食堂（以下「食堂」という。）の運営を希望する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するので、参加希望者の募集を行います。

- 1 募集の内容 小樽市民会館食堂運営事業者の募集
- 2 募集の目的 市民会館を利用する来館者等の利便性の向上を図るため、飲食を提供する食堂施設の運営者を募集するもの
- 3 市民会館の概要
 - (1) 所在地 小樽市花園5丁目3番1号
 - (2) 設置目的 市民の集会等の用に供し、及び市民文化の向上を図るための芸術活動等の文化事業を行う施設として
 - (3) 建物概要 竣工 昭和38年10月
構造 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下2階
規模 敷地面積 6,352㎡
建築面積 1,438㎡
延床面積 7,243㎡
 - (4) 施設概要 ホール 客席 1,216席
舞台 間口16m、奥行12m、高さ8m
楽屋 3室（1号～3号）
浴室 1室
集会室 12室（1号～12号）
和室 2室（1号、2号）
展示ホール 316㎡
談話室 2室（1号、2号）
食堂 447㎡
 - (5) 開館時間 9時から22時まで
ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市と指定管理者が協議して変更することがある。
 - (6) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市と指定管理

者が協議して変更することがある。

(7) 管理運営 指定管理者 小樽ビル管理・大幸総業グループ
(～平成28年3月31日)

(8) 年間来場者数 平成26年度実績 708件 80,895人

内訳	大ホール	利用件数	182件
		利用者	52,445人
	集会室	利用件数	526件
		利用者数	28,450人

4 前事業者の運営状況 使用許可面積 231.43㎡
営業時間 11時30分から21時30分まで

5 業務に要する費用

(1) 使用料 全額免除

(2) 光熱水費等 ①電気料金

②ガス料金

③水道料金・下水道使用料

④燃料費 いずれも運営者負担

(3) 営業のために必要な各種手続きに要する費用 運営者負担

(4) 厨房設備・備品については、無償で使用することができる。なお、修繕、更新は運営者負担で行うこと。なお、撤退の際は、提供した設備及び備品については返却となるが、運営者の費用で新規購入したものはその限りではない。

(5) 厨房・食堂内清掃・ゴミ処理、防虫防鼠、消毒等の衛生管理に係る経費は運営者負担とする。

(6) 取替えが必要となった消耗管球の交換費用については運営者が交換し、費用も負担すること。

(7) 設備改修等の負担については、施設の現況での営業開始を基本とするが、厨房設備の追加、内装整備が必要な場合、市の承認に基づき、運営者の負担で行うことは可能。

6 応募条件について

応募者は次の事項に定める要件をすべて満たす法人又は個人とする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。

(3) 小樽市の指名停止を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないこと。
- (5) 申請時に飲食店を経営しており、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつ市民会館において必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (6) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分を受けたことがないこと。また、これら法令を遵守する管理体制を敷くことができること。
- (7) 国税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

7 運営条件

- (1) 使用面積447㎡のうち運営者が必要な面積を許可する。
- (2) 食堂営業は開店準備及び片付けも含めて9時から22時までの時間内で可能であるが、時間については市と協議して決定すること。
- (3) 公共文化施設である市民会館の雰囲気と利用者ニーズにあった魅力的なメニューを、リーズナブルな価格で提供するものとし、地産地消を奨励するため、可能な限り地元の食材を使用すること。
- (4) 従業員については、常に営業に支障がないように配置すること。
また、従業員には制服を着用させ、接客マナー、サービス、衛生については十分に配慮し、必要に応じて従業員研修を実施すること。
- (5) 原状回復
使用期間が満了した時、または使用許可が取り消された時は、運営者の負担により原状回復すること。

8 使用許可方法及び許可期間

- (1) 許可方法 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。
※行政財産の目的外使用許可は、借地権、営業権等の私法上の権利を認めるものではない。
- (2) 許可期間 許可日から平成28年3月31日まで
※期間満了時に改めて1年毎に使用許可を更新し、最長で平成31年3月31日まで延長可能。
なお許可日は開店準備のために施設を使用する初日である。

9 営業開始時期

平成28年3月下旬を予定しているが、実際の営業開始時期については、市と協議して決定する。

10 募集要領等に関する質問及び回答

- (1) 提出期限 平成27年12月17日（木）17時20分まで（必着）
- (2) 提出場所 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市役所生活環境部生活安全課（別館5F）
※詳細は「19担当部署」を参照
- (3) 提出方法 プロポーザル募集に関する質問書【様式1】により、FAXまたは電子メールで送付すること。なお、電話での質問は受付不可。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、平成27年12月21日（月）までにFAXまたは電子メールにて行う。

11 現地見学

施設の見学は12月17日（木）まで可能であるが、事前にFAXまたは電子メールで日時を予約すること。

（様式は任意。希望日時・連絡先・担当者等を明記すること）

※詳細は「19担当部署」を参照

12 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 平成27年12月28日（月）17時20分まで（必着）
受付時間 土・日曜、祝日を除き8時50分から17時20分まで
- (2) 提出場所 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市役所生活環境部生活安全課（別館5F）
※詳細は「19担当部署」を参照
- (3) 提出方法 持参または書留郵便による郵送（当日必着のこと）
- (4) 提出書類 ①参加申込書【様式2】
②会社概要【様式3】
※個人の場合は経歴書でも可（様式は任意）
③業務実績調書【様式4】
※食堂を含め飲食店を営業した実績を記載すること。
④法人の場合は登記事項証明書・個人の場合は住民票の写し
⑤営業許可証の写し
⑥直近2年間の収支決算書
⑦国税、都道府県民税、市町村民税の納税証明書
（過去2年間の証明書で法人の場合は法人に係る証明のみ）

13 提案書の提出

- (1) 提出期限 平成28年1月12日（火）17時20分まで（必着）

- (2) 受付時間 土・日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除き8時50分から17時20分まで
- (3) 提出場所 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市役所生活環境部生活安全課（別館5F）
※詳細は「19担当部署」を参照
- (4) 提出方法 持参または郵送（書留郵便で当日必着のこと）
- (5) 提出書類 業務提案書（表紙）【様式5】及び提案書【様式6】
- (6) 提出部数 各6部

14 プレゼンテーションの実施について

提案者に対して、提案内容に関する質疑及び補足説明を求めるため、30分程度（説明15分・質疑応答15分）のプレゼンテーションを実施する。

なお、平成28年1月18日（月）～1月22日（金）に実施するが、日時及び会場等については、別途提案者に通知する。

15 審査基準

項目	記載内容	配点
(1) 本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト等	本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプトの方法や、店舗運営の方法や考え方について、地元事業者との連携を含めて記載すること	20
(2) 提供するメニュー・価格設定	提供するメニューと価格設定について記載すること	15
(3) 食材の調達方法	使用する食材の調達について、予定している地元からの食材調達等を記載すること	10
(4) 利用者への配慮・ニーズへの対応	利用者への配慮やニーズの把握及び苦情等への対応方法を記載	15
(5) 従業員の配置等	従業員の職種、資格、配置計画、営業体制について記載すること	10
(6) 衛生管理・環境対策	衛生管理の方針及び省エネの取り組み、廃棄物処理等の方法などについて記載すること	10
(7) その他（アピールポイント等）	利用者サービスの向上を図るため、予定しているサービスなどの提案があれば自由に記載すること	10
(8) 業務経験・経営状態		10
合計		100

16 スケジュール

- (1) 募集開始 平成27年12月10日（木）
- (2) 質問受付期限 平成27年12月17日（木）17時20分まで
- (3) 施設見学 平成27年12月17日（木）まで可能（要予約）
- (4) 質問回答 平成27年12月21日（月）
- (5) 参加申込期限 平成27年12月28日（月）17時20分まで
- (6) 提案書の提出期限 平成28年1月12日（火）17時20分まで
- (7) プレゼンテーションの実施
平成28年1月18日（月）～1月22日（金）
（日時及び場所等については別途提案者に通知する）
- (8) 結果の通知及び公表 平成28年1月29日（金）までに提案者全員に通知し、小樽市ホームページに公表する。
- (9) 契約日及び業務開始日 市と協議の上決定する。

17 失格事項

本提案に当たり、次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 許可の開始までに参加資格要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出期限内に提案書の提出がなされなかった者。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった者。
- (5) プレゼンテーションを実施する場合、事前の連絡がなく遅刻または欠席した者。

18 その他

- (1) 本プロポーザルは、応募事業者が1者の場合でも実施する。
- (2) 様式等は、小樽市ホームページからダウンロードすること。
<http://www.city.otaru.lg.jp/>
- (3) 審査に必要な場合は、提出した書類以外の書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類等は、小樽市情報公開条例に基づき開示することがある。

19 担当部署

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市役所生活環境部生活安全課（別館5F）担当 小山
Tel 0134-32-4111（市役所代表）内線226
Fax 0134-22-1345
E-mail seikatu-anzen@city.otaru.lg.jp

【様式1】

平成27年12月17日（木）17時20分まで必着のこと

プロポーザル募集に関する質問書

平成 年 月 日

小樽市長 森井 秀明 様

「小樽市民会館食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領」に対し、下記のとおり質問をいたします。

住所

法人名または個人名

代表者氏名

印

質問 No	質 問 事 項
1	
2	
3	
4	
5	

※ 用紙が不足する場合は別紙を添付してください

担当者連絡先

氏名

所属

TEL

FAX

E-mail

【様式2】

平成 年 月 日

小樽市長 森井 秀明 様

(申込者)
住所
法人名または個人名
代表者氏名

印

参加申込書

小樽市民会館食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領に基づき、関係書類を添えて参加することを表明いたします。

記

【提出書類】

会社概要 (個人の場合 経歴書)
業務実績調書 (食堂を含め飲食店を営業した実績)
法人の場合は登記事項証明書 (個人の場合は住民票の写し)
営業許可証の写し
直近2年間の収支決算書
国税、都道府県民税、市町村民税の納税証明書
(過去2年間の証明書で法人の場合は法人に係る証明のみ)

以上

担当者連絡先

氏名
所属
TEL
FAX
E-mail

【様式3】

会 社 概 要

1 法人名		
2 代表者職・氏名		
3 本社（店）所在地		
4 設立年月日		
5 経歴・沿革		
6 資本金	円	
7 従業員数	役員	名
	正社員	名
	パート・アルバイト等	名
8 支店・営業所数	箇所（うち小樽市内 箇所）	
9 業務内容	（具体的に記入してください）	

【様式4】

業 務 実 績 調 書

施設名	所在地	営業時間	営業内容

【様式5】

平成 年 月 日

小樽市長 森井 秀明 様

(申込者)

住所

法人名または個人名

代表者氏名

⑩

業 務 提 案 書

小樽市民会館食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル方式の手續開始
公告に基づき、別添のとおり関係書類を添えて、業務提案書を提出いたします。

なお、記載内容は事実と相違ありません。

担当者連絡先

氏名

所属

TEL

FAX

E-mail

提 案 書

1 本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト等

2 提供するメニュー・価格設定

3 食材の調達方法

4 利用者への配慮・ニーズへの対応

5 従業員の配置等

6 衛生管理・環境対策

7 その他（アピールポイント等）